

政令第三十一号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三条の八及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第三十号の六を第三十号の七とし、第三十号の五の次に次の一号を加える。

三十の六 三塩化アルミニウム及びこれを含む製剤

第二条第一項第三十二号中(183)を(184)とし、(96)から(182)までを(97)から(183)までとし、(95)の次に次のように加える。

(96) 四―(二・二―ジシアノエテン――イル)フエニルⅡ二・四・五―トリクロロベンゼン――ス

ルホナート及びこれを含む製剤

第二条第一項第三十九号の次に次の一号を加える。

三十九の二 シクロヘキサ―四―エン―一・二―ジカルボン酸無水物及びこれを含む製剤

第二条第一項第四十二号の二の次に次の一号を加える。

四十二の三 ジデシル（ジメチル）アンモニウムクロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ジデシル

（ジメチル）アンモニウムクロリド〇・四％以下を含有するものを除く。

第二条第一項中第五十号の七を第五十号の八とし、第五十号の四から第五十号の六までを一号ずつ繰り下げ、同項第五十号の三中「製剤」の下に「。ただし、二―（ジメチルアミノ）エチルメタクリレート六・四％以下を含有するものを除く。」を加え、同号を同項第五十号の四とし、同項第五十号の二の次に次の一号を加える。

五十の三 二―（ジメチルアミノ）エタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二―（ジメチルアミノ）エタノール三・一％以下を含有するものを除く。

第二条第一項第六十八号の三中「製剤」の下に「。ただし、水酸化リチウム一水和物〇・三％以下を含有するものを除く。」を加える。

第二条第一項中第七十四号の六を第七十四号の七とし、第七十四号の五を第七十四号の六とし、第七十四号の四を第七十四号の五とし、第七十四号の三の次に次の一号を加える。

七十四の四 トリクロロ（フェニル）シラン及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第九十一号の三を第九十一号の四とし、第九十一号の二の次に次の一号を加える。

九十一の三 ヘキサン酸及びこれを含む製剤。ただし、ヘキサン酸一％以下を含むものを除く。

第二条第一項第九十二号の次に次の一号を加える。

九十二の二 ヘプタン酸及びこれを含む製剤。ただし、ヘプタン酸一％以下を含むものを除く。

第二条第一項第九十五号の次に次の一号を加える。

九十五の二 ペンタン酸及びこれを含む製剤。ただし、ペンタン酸一％以下を含むものを除く。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、令和元年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定、同項第五十号の三の改正規定（「製剤」の下に「。ただし、二―（ジメチルアミノ）エチルメタクリレート六・四％以下を含むものを除く。」を加える部分に限る。）及び同項第六十八号の三の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後の第二条第一項第三十号の六、第三十九号の二、第四十二号の三、第五十号の三、第七十四号の四、第九十一号の三、第九十二号の二及び第九十五号の二に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和元年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法（次項において「法」という。）第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和元年九月三十日までは、法第十二条第一項（法第二十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定は、適用しない。